2026-10-5　第３回　困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会

○栗原女性支援室長補佐　定刻となりましたので、ただいまから第３回「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」を開催いたします。

御出席の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の構成員の出欠状況ですが、全構成員が御出席です。

また、石井構成員及び雪田構成員がオンラインにより参加されております。

本日は､民間からのヒアリングとして､市川市よりそい支援事業がじゅまる＋(ぷらす)、市川市生活サポートセンターそら(so-ra)総合センター長、朝比奈ミカ様に御出席いただいております。

続きまして、本検討会の取扱いについて御説明いたします。

本検討会の議事につきましては、会場での傍聴は報道機関のみとさせていただき、会議終了後、速やかに議事録を公開することとしております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料につきましては、資料１から６の計６点のヒアリング資料となります。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

会場の報道関係者の皆様におかれては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

（カメラ撮り終了）

○栗原女性支援室長補佐　それでは、以降の進行につきましては、戒能座長にお願いいたします。

○戒能座長　皆様、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、まず「女性相談支援員、女性自立支援施設及び民間団体からのヒアリング」となります。それに加えて「その他」ということです。

本日のヒアリングの進行についてですが、まず前半グループとして宮城構成員、熊谷構成員、それから朝比奈参考人に「女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体における女性支援施策の現状や課題等」について、10分くらいで三人続けて御報告いただいて、その後に質疑応答の時間をまとめて10分程度設けたいと考えております。

後半グループとして、金尻構成員、近藤構成員、村木構成員から「それぞれの民間団体における女性支援施策の現状や課題等」について、こちらも10分程度ずつで続けて御報告いただいて、その後に質疑応答の時間をまとめて10分程度設けたいと考えております。

全員の方の御報告が終わり、質疑応答も終わりましたら、最後に全体を通して20分程度の意見交換の時間を設けたいと考えております。

今回は、前回が30分程度延長いたしましたこともあり、午後の時間設定ということもありまして、新機軸で看板を出すことにいたしました。これは御講演なさるとき経験される

と思うのですけれども、御発言時間の終了３分前と、終了時刻になりましたら、事務局より掲示板にてお知らせいたしますので、時間が短くて本当に申し訳ないのですが、10分程度でのプレゼンについて御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、宮城構成員から御報告をお願いいたします。

○宮城構成員　皆様、こんにちは。全国女性相談支援員連絡協議会の宮城です。

本日は、ヒアリングの場を設けていただき、ありがとうございます。

私たちは、全国の公的機関に所属する現役の女性相談支援員で構成する団体です。

次のページをお願いします。

今回の見直しでは、全国の会員から集めた現場の実情や課題を女性相談支援員の立場からお伝えいたします。

次をお願いします。

現場から見えている主な課題は、相談の入り口と支援内容の地域差、相談窓口の分かりにくさ、女性相談支援員の専門性の位置づけの不明確さ、そして社会資源の不足です。

現在、市区町村への配置は努力義務にとどまっており、市区への配置率は57％にすぎません。また、自治体によって担当部署や窓口の名称が異なり、他職種兼務では女性相談は後景化しやすく、組織的な位置づけや専門性の位置づけについても影響していきます。そして、地域によっては社会資源が限られ、対応に苦慮しているという現状があります。

次をお願いします。

私たちは、市区に女性相談支援員を義務設置することが今回の見直しで最も重要だと考えます。相談の入り口、具体的な相談支援、生活再建、この一連の流れにおいて、また、地域の女性支援の体制づくりにおいて、市区の女性相談支援員は重要な役割を担っているためです。

どのような困難があり、どのような支援が必要かというニーズは、発見、相談によって初めて見えてきます。発見や相談については、法の基本理念や女性相談支援員相談・支援指針でも示されています。女性相談支援員を必要がある地域だから配置するのではなく、必要な人が相談につながれるように配置するという考え方が重要ではないでしょうか。

女性相談支援員は若年、中高年、単身女性など、既存の支援につながりにくい方にもすぐに対面で相談ができ、ニーズを基に社会資源を整え、必要な支援機関にもつなぎ、連携していく。義務設置は個々の女性の支援はもちろん、その支援を他地域に移っても途切れさせないため、そして地域の支援体制を形成していくための軸にもなります。

今回の見直しにおいて、外すことのできない重要な項目として、私たちは市区への女性相談支援員の義務設置を求めています。

次をお願いします。

現状では、地域に必要な社会資源がない場合、女性相談支援員自身が探し、開拓し、関係をつくりながら支援、連携していますが、個々の女性相談支援員の経験や力量に委ねるだけでは支援の差が縮まりません。

改善策としては、「現行の民間団体の力を地域の資源として活かす」ことの強化です。居場所や相談、居住支援などを担う民間団体を発掘し、委託や補助によって活動基盤を安定させ、継続的に協働できる体制が必要です。

２つ目は、「支援メニューの拡充」です。生活再建のための経済的支援や、心身の回復に必要な費用など、困難な状況を打開するための支援を拡充することは不可欠です。

３つ目は、「都道府県が広域的に支える」仕組みです。地域の女性相談支援員は「コーディネーター」の役割を担っていますが、資源が不足する地域では選択肢が限られ、苦慮しています。例えば、都道府県の地域連携担当職員が広域的に社会資源を開拓し、地域に情報提供するなど、役割分担を制度として整えることが考えられます。

次をお願いします。

このように、社会資源の整備とともに、市区への女性相談支援員の配置を義務として位置づけた上で、現実的な配置に人材の確保や財政面、庁内での理解など、配置に向けた自治体への働きかけが必要です。例えば、財政的支援や担当職員への理解促進、配置後の研修やスーパービジョンなど、継続的に支える仕組みです。また、配置が実現するまでの間も都道府県から女性相談支援員等を派遣するなど、相談につながる機会を確保することは必要であり、スライドで示しているのは一つの方策です。

こうした実践を通して、女性相談支援員の役割や実際の支援を自治体にも知っていただくことが、配置の促進につながると考えています。

次をお願いします。

続いて、町村部についてです。地区への配置を進める一方、町村部では地域の実情に応じて相談につながる仕組みを確保する必要があります。住民同士の関係が密な地域では、相談したことが周囲に知られる不安や安全面など、配置に当たっては考慮すべきことがあります。

一方、都道府県の相談窓口も距離的な問題などから相談に行きにくいという場合があります。

例えば、都道府県が出張、巡回相談を実施することで、町村部に住む女性の声を直接聞き、必要な支援につなげる仕組みを整えることも可能になります。

また、町村の窓口が女性相談支援員につなぐ役割を担うなど、地域の特性を踏まえ、どこに住んでいても必要な相談支援につながれる仕組みを確保することが大切です。

次をお願いします。

では、なぜ女性相談支援員が必要なのか。女性相談では、住まいがない、仕事がないといった目の前の困り事だけでなく、その背景にあるものを捉えることがとても重要です。そこにはDVや性暴力、精神的暴力、家族関係での支配、過去の被害やトラウマなどがある場合があります。どの制度に当てはまるのかではなく、今この方に何が起きているのかを捉え、本人の意思やペースを大切にしながら揺れを受け止め、方策を一緒に探していく。そうして、支援が途切れないよう、様々な機関と調整を行い、必要に応じて中長期的に伴

走する。女性が置かれている背景まで含めて困難を捉え、その立場を尊重し、擁護し、的確なアセスメントを通じてソーシャルワークを提供する。これこそが女性相談支援員の専門性であり、地域に女性相談支援員がいる意義だと考えています。

次をお願いします。

女性相談支援員の専門性は、現在制度的に明確でないことから、自治体による役割や配置の違いを生み、支援の地域差に結びついています。そこで、私たちは専門性を制度として可視化するため、認定制度化が必要だと考えます。

これは、新たな資格を採用条件とするものではなく、現場で培ってきた専門性を社会的に認め、求められる役割を明確にするための枠組みです。認定後も、OJTや事例検討、スーパービジョンなど、経験に応じて学び続けられる研修体系と、女性相談支援員同士が経験や知識を共有する場も欠かせません。

こうした仕組みは女性相談支援員のためだけではなく、相談者が安心して適切な支援を受けられる基盤となります。女性支援を個々の経験や自己研鑽だけに委ねず、国や都道府県が専門性を支える仕組みを整え、相談者の利益につながる支援の質を保障していただきたいと考えています。

次をお願いします。

女性相談支援員の専門性を高めるだけでなく、その専門性を発揮し続けられる、よりよい支援のための体制づくりも重要です。

まず、次世代の人材を確保・育成すること、都道府県による養成講座などを通して女性相談の担い手を増やす仕組みです。

また、不安定でない雇用、適切な処遇の下で経験を積み、支援を継続できる環境も欠かせません。

そして、女性相談支援員を孤立させたり、背負い込ませたりしないため、経験のある現役の女性相談支援員の活用や、担当職員への研修、担当職員の異動後も理解が途切れない、組織として支える体制整備が求められます。

次をお願いします。

私たちが目指しているのは、困難な問題を抱える女性がどこにいても相談でき、必要な支援を受け、その後も孤立せず、その人らしい生活を取り戻していかれることです。そのためには、相談への入り口を保障し、地域の実情に応じた支援体制を整えるとともに、女性相談支援員が専門性を発揮し、安心して支援を続けられる環境が必要です。公的機関に属する女性相談支援員だからこそ、相談者の声を行政施策につなぎやすく、関係部署や支援機関、社会資源と連携しながら公的責任の下で切れ目なく支援できます。

今回の見直しでは、必要な方に支援が届く、より実効性のある制度へと発展させる大切な機会です。現場には、制度があるだけでは支援につながれない女性がいます。だからこそ、支援の地域差を小さくし、必要な方が必要なときに必要な支援につながる仕組みを制度として確かなものにしていただきたい。全国の現場で相談者と向き合う中、見えてきた

課題を今回の見直しに生かしていただきたいという思いを込め、意見とさせていただきます。

○戒能座長　どうもありがとうございました。

時間より早く終えていただきまして、ありがとうございました。

続いて、熊谷構成員、お願いいたします。

○熊谷構成員　女性自立支援施設等連絡協議会、略称、全女連の熊谷です。本日は、「女性自立支援施設の存在意義」を主軸に御報告いたします。

スライド３をお開きください。

「はじめに」、根拠法と基本方針の確認です。

法令遵守の立場から、目的と定義は重要です。特に困難な問題を抱える女性についての説明は基本方針に記述されており、なぜ女性なのかが明記されています。また、困難な女性の第一義に性的被害を挙げ、それは性暴力や性的虐待、性的搾取、自立は経済的自立のみを指すものではないとも明記されています。

この女性支援法の理念に基づき、以下、報告いたします。

スライド４をお開きください。

全女連の活動とその歴史的意義です。

現在、会員数57、公営の施設と民営の施設がほぼ半々、女性相談支援センターも12、加盟しています。公と民間が連携する全国組織として貴重な会です。自主的な研修の機会も対面で開催し、目下、支援のハンドブック作成を進めています。

スライド５をお開きください。

「売春防止法」から「女性支援法」へ、現場からの改正運動。どうしてもこの歴史は確認したく、お話しします。

明治期、女性の人権を守る運動として公娼制廃止運動があり、その一定の成果である売春防止法成立。しかし、女性の人権擁護、福祉の視点なく、改正運動を進めた推進力は現場にありました。

2012年、今回の構成員である近藤さんと全婦連会長の横田さんの要望書により課題検討会が設置され、今回、座長である戒能さんが当時も座長を務められました。

2018年のあり方検討会、今回の堀構成員が座長でした。66年かけての改正運動の実りとして、女性支援法が誕生しました。

全女連の前身である全婦連が中核となり、現場からの改正運動を進めました。法制定と維持発展には現場の施設が存在意義を発揮しなくてはと改めて思うところでした。

スライド６をお開きください。

「女性自立支援施設の存在意義」です。

女性自立支援施設は社会福祉施設なので、その役割はスライドに述べたとおりです。特に支援者にとって「レジデンシャルソーシャルワーク」の実践の場、この概念は堀構成員を全女連の研修の講師としてお招きし、２年かけて学びました。

そして、「女性自立支援施設」の存在意義は根拠法にのっとって実践する中長期にわたる利用者の回復から始まる自立支援の拠点、社会福祉施設として地域福祉、地域共生社会を実践していく拠点、基本にあるのは「女性福祉」、ジェンダー平等の視点から全ての人の人権尊重です。

では、スライド７をお開きください。

ここからが、本日のメインとなります。「受け入れ促進と連携」、前提として確認したい大きな課題があります。それは、まず「DV被害者支援のありかた」です。

「被害者」は加害者追跡遮断のために隠れる存在、隠される存在でいいのだろうか。

世界的には、イスタンブール条約などで今後の支援の在り方が提示されています。全女連の話合いでも、地域移行への支援と、秘匿する支援を同じ建物で実施するのは限界と確認しています。DV被害者支援の在り方を、縦割り行政を超えて検討することなしに、施設の受入れ促進は難しいと考えています。また、性暴力、性的搾取を受けている女性を受け入れる施設として、法務省「売買春に係る規制の在り方検討会」報告と、「女性支援法」について検討が必要です。

スライド８をお開きください。

「受け入れ促進と連携」について、６項目、具体的提案をします。

「１．施設入所基準の見直し」、支援の必要性を重視した受入れ。

入所基準や就労や集団生活が可能を前提とせず、施設の支援の必要性で判断する仕組みへ見直す。これは、民営施設長会からの要望です。入所率の低さは入り口の仕組みにあり、受入れ促進のために入所基準の見直しを提案します。

「２．入所会議の見える化」、措置決定は女性相談支援センターですが、入所会議、あるいは入所のプレ会議として市区町村の女性相談支援員や民間団体が参加し、支援経過と施設利用の必要性を共有できる仕組みの検討を提案します。当事者と対面で最初にアセスメントする立場は重要です。

「３．施設・女性相談支援員・民間団体の日常的な連携」です。

個人情報の取扱いに十分留意し、日常的に情報共有や支援について話し合い、入所前から退所後まで支援ができる体制整備が必要です。住所秘匿や、センターが措置元であるという縛りをほどき、切れ目のない支援体制の構築を提案します。

スライド９をお開きください。

４ですが、基本方針にある「センターの一時保護を経ない入所決定・手続きも可能」の促進を提案します。

既に東京都ではプレ入所方式として実施しています。この件について、民営施設長会で話し合いました。センター一時保護中にアセスメントができ、その後、施設で受け入れるほうが安心という意見がありましたが、その背景には施設入所前に本人と出会っておらず、詳しい情報のない中で引き受ける不安がありました。前項３のように、日常的に地域で情報共有をし、事前見学ができれば施設も一時保護を経ない入所を受けられます。利用者も

安心できる生活の場に早く落ち着くことが重要です。

スライド10をお開きください。

「５．研修体系の整備と調査研究」です。

現場の声を集めた研修課題、特に入所につながらない理由に障害や疾病が挙げられており、それは正しい知識と支援方法を学ぶことで受入れ促進ができます。また、なぜ女性かという認識が役所内で広まっていないのであれば、女性支援の理解を促す研修をお願いしたい。特に、行政や管理職の研修促進を提案します。

また、調査研究についてソーシャルワークの実際を分析し、実践に役立つ研究を提案します。

スライド11をお開きください。

６です。再びですが、「DV被害者支援のあり方の再構築と売春防止法改正」について。

第２回検討会の岡山県女性相談支援センター、薬師寺所長の御報告は重要です。加害者アプローチの検討を提案します。また、「同伴児童」ではなく、権利の主体としての子供という視点で支援ができるようにしたい。民営施設長会としては、住所秘匿でない施設に戻り、「地域に開かれた」支援ができるよう要望していきますし、通所事業はハードルが高いですが、「訪問・相談事業」ならばできるという発想も民営で共有しています。

そして、売春防止法５条違反の女性を受け入れている施設として、やむを得ずだまされて性産業に組み込まれた女性たちの声を受け止め、法務省の検討会報告についての議論が必要です。

スライド12をお開きください。

「おわりに」です。

「女性支援室」が「厚労省社会・援護局地域福祉課」にあることは、社会福祉施設として大きな支えです。施設は地域にあり、都道府県と市区町村をつなぐハブ的役割を果たせます。また、前回、市区での庁内連携の実践も紹介され、この広がりに期待しますと同時に､施設も民間団体や女性相談支援員との連携を積極的につくっていく努力をいたします。

東京では５施設ある強みを生かし、年３回、民間団体と施設の情報共有の会を対面で実施し、年１回はセンター、女性相談支援員、民間団体と施設、４本柱が話し合う機会をつくっています。

女性自立支援施設は地域共生の拠点としての存在意義を持ち、広く世界の視野を持ち、ジェンダー平等、子供の人権、今日は詳細に触れられなかったリプロの理念などを実践していく施設でありたい。「女性支援法」を実効性あるものにしていくために、顔が見える関係を紡ぐ生活支援の現場として実践を積み重ねていく所存です。

以上です。

○戒能座長　どうもありがとうございました。

続いて、朝比奈参考人、どうぞよろしくお願いいたします。

○朝比奈参考人　本日は、発言の機会をいただき、感謝申し上げます。

私は、基礎自治体の生活困窮者支援及び重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の現場から発言をさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。

私は、私の現場で見たことを見える範囲からの問題提起となりますが、女性支援の入り口はあくまでも「暮らし」から始まるということをお話しさせていただきたいと思います。

次のスライドをお願いいたします。

まず、私の業務ですけれども、東京に隣接する千葉県市川市、人口約50万人の自治体です。社会福祉法人として生活困窮者自立支援事業及び重層的支援体制事業の一部、多機関協働事業等の委託を受けております。

市川市におきましては、早くから配偶者暴力相談支援センターを整備されていました。総務部が所管をし、非常勤女性相談支援員をプロパー職員がバックアップするという体制がつくられております。子ども、障害、高齢を含めた虐待・暴力対応の各分野をつないだ、家庭等における暴力等対策ネットワーク会議が組織され、横断的な横の体制に寄与しています。

また、別途、NPO法人が公費の裏づけのない独自のシェルターを開設し、シェアハウス等の住まい支援にも取り組んでおります。そうした地域の中で、私は生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業プラス地域居住支援というシェルターの機能を持った事業でも若年女性等について受入れを行っております。それから多機関協働、アウトリーチ等の相談支援事業で、困窮者支援を入り口に複合的な課題を抱えた世帯や、はざまに置かれた方たちの相談を受け止めることになっております。

次のスライドをお願いいたします。

多機関協働等の事業は令和５年度から委託が始まっておりまして、累積で583人の方々の相談を受けてきましたが、その内容について掲載いたしました。

ちなみに、「暴力」でキーワード検索をしたところ、15.9％の方々が何らかの暴力というキーワードが相談、語りの中に出てきたということになります。

次のスライドをお願いいたします。

先ほど、暮らしの中から相談が始まると申し上げましたが、入り口と出口ということで、まず「「逃げる前」の相談」ということが１つございます。

「暴力的、抑圧的な環境で「辛い」「苦しい」」「環境を変えて「自立したい」」「家族との関係性を変えたい」ということで、場合によっては被害の認識というのはまだ無い段階でもあります。

こうした相談に対する私たちの応答の中で一番重要だと思われるのが、選択肢の提示です。例えば携帯を持ったまま、高校生の子どもとも一緒に居所を変える。そうした選択肢も含めて提案をさせていただいております。

次のスライドをお願いいたします。

その後は、「「逃げた後」の相談」です。

公的なシェルターに避難をした方も、そこでの生活に非常なストレスを感じて、早めに親族と連絡を取って一旦外に出るという選択を取られる方はいらっしゃいますけれども、そこから先に困ってしまったりすることも多くあります。安心・安全を手に入れたい。次の住まいを探したい。収入の見通しを立てたい。それから、婚費、離婚、養育費等の主張、健康の回復等々について、法的手続や医療等々、様々な関係機関との連携調整を伴走しながら進めていくというのが私たちの仕事になります。

やはり最大の課題は孤立ですので、孤立しない生活再建をどのように実現していくかということが重要かと思います。

次のスライドをお願いいたします。

冒頭申し上げましたように、自立相談支援の現場に届いた相談は、あくまでも暮らしの不安、それから悩みということになります。その中に、様々な見えにくい課題が潜んでいる。生活困窮の現場では、氷山モデルを意識した相談支援の対応を心がけておりますが、氷山モデルの中でも一番重要なのが、私たち相談員の内部に潜んでいる偏見や思い込みですね。そうしたものにも非常に注意しながら、目の前に現れる困難に目を曇らせずに対応していきたいと考えております。

次のスライドです。

公的支援につながる方もいれば、自主避難という形で私たちが提案する選択肢も活用しながら避難をされる方、自立を図っていく方がいらっしゃいます。

そのような状況で、非常に感じているのが、行政も民間も都道府県も市町村も、それぞれ恐らく困難な状況を見ているのですけれども、見ている風景が違っていて、なかなか対等なコミュニケーションが維持されない、深まっていかないということがあります。それぞれに強みと、それから限界があるのだろうと思います。この全体を俯瞰できる視座を誰がどういうふうに提供するかということが非常に大きな課題かと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

ここに書いた「開かれたDV支援」というのは、ある都内の民間団体の方をお呼びした勉強会で、その方が使われていた言葉です。このDV支援の中には困難女性も含むというふうに考えますけれども、私たち困窮者支援の立場では、やはりこの開かれたDV支援というワードが非常に重要なテーマではないかと思っています。

先ほど来、御報告がありましたように、自治体における女性支援の基盤の弱さがあり、市川市はもしかしたら例外的な自治体なのかもしれません。プロパー職員が相談実態を把握して、いかに調整役を担っていくか。庁内では、非常にそこの役割が重要ではないかと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

女性たちは制度の隙間に置かれています。子ども、高齢者、障害者、ひとり親、それぞれ手厚く仕組みがつくられてきていますけれども、どうしても枠からこぼれ落ちてしまう方たちがいたときに、誰がその層を受け止めるのか。困窮者支援が一つその役割を果たせ

るのではないか。それから、包括的な支援体制を担う立場では、暴力被害というものは象徴的なテーマであろうというふうにも考えます。

次のスライドをお願いいたします。

千葉県では、新法の施行前から横田千代子さんを講師にお迎えするなどして、困窮者支援の現場と女性支援の仲間たちが一緒に勉強会に取り組むなどしてまいりました。現在、女性支援の事業は３団体が協力して委託を受けています。その千葉の関係者からヒアリングをしてきたのがこの資料になります。新法施行以降、枠組みがどれだけ変わってきているのか。それから、行政をまたぐ支援ですね。やはりどうしてもシェルターを持っている地域に避難先が集中しやすい。そうすると、その行政間の調整を誰がどこでやるのかということが非常に重要なテーマになっているとも思っています。

次のスライドをお願いいたします。

被害はどんどん若年に広がってきています。10代後半、18に近づいた高校生年代からのSOSも女性支援事業や困窮者支援事業でキャッチするような状況になってきています。

結果、実家に戻るという例もあるのですけれども、そうするとさらに被害が潜在化していく。なかなかつながりにくくなってしまっています。

女性支援事業の構成は非常に効果的である一方、それをどういうふうに展開していくかというところはまだまだこれからと感じています。予防的な支援も含めて、アウトリーチ、相談、それから居場所プラスシェルターをどのように組み合わせていくかということは、さらに深化させていく必要があると思っています。

もう一つ言うと、やはり同年代のピアに近い人たち、若年の人材をどういうふうに育てていくか、確保させていくかということもとても重要かなと考えております。

次のスライドをお願いいたします。

孤立の解消と問題解決型だけではない、「つながり続ける」生活モデルの共通理解ということが各分野を超えて共通の課題になっていると思います。トラウマインフォームドケアは女性支援の基本であり、このことを、女性支援の中ではぜひ専門性を高め、発信をしていただきたいと思っています。回復にはとても長い時間がかかる。支援の枠を出たり入ったりしながら、地域の中で生活をしていく。これこそ、まさに地域共生社会が目指しているところだと思います。

最後のスライドをお願いいたします。

冒頭申し上げましたように、女性支援の入り口は「暴力」ではなく「暮らし」だと思います。生活困窮者支援法や、重層的支援体制整備事業の現場にはDVや性被害、複合課題を抱えた女性が既に多くつながっています。そのことを認識して立てつけを考え、横のつながりを強化するということが、取りも直さず市町村の役割を明確化することになるのではないかと考えております。

私からの発言は以上です。

○戒能座長　どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。ただいま御報告いただきました３人の方々に対して御質問や御意見がある方は、会場で御参加の方は挙手をお願いしたいと思いますし、オンラインがお二人いらっしゃいますけれども、「手を挙げる」ボタンを押していただいて、こちらにお知らせいただければと思います。挙手の順に私のほうから指名いたしますので、会場で御質問の方、御意見のある方はどうぞ、挙手なさってください。

それでは、堀構成員でしょうか。よろしくお願いします。

○堀構成員　御報告ありがとうございます。

宮城構成員と熊谷構成員に御質問をさせていただきたいと思います。

宮城構成員が資料のほうで提示された、民間団体の力を地域資源として生かすということについて非常に重要な御指摘と思います。市町村の女性相談支援員にとって居場所支援など、民間団体は重要な社会資源になるのだろうと思うのですけれども、市町村レベル、あるいは市町村の女性相談支援員と民間団体の連携においての課題は何なのかということについて、御存じの範囲で教えていただければと思います。

もう一つ、熊谷構成員のほうに御質問なのですが、女性自立支援施設にとって受入れ促進と連携というのは地域福祉の拠点として考えたときに非常に重要な課題であろうと受け止めています。それに伴いまして、受入れ促進に関連した入所会議の見える化というのは非常に重要な部分なのだろうと思います。現状では入所会議に女性自立支援施設とか民間団体の支援者が参加していないというふうに受け止めたのですが、入所会議を見える化するための仕組みをつくっていくために必要な、あるいは課題は何かということについてどのようにお考えになっているのか、教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○戒能座長　ありがとうございました。

お二人の方にそれぞれ１点ずつということで、宮城構成員、どうぞお願いいたします。民間団体との関係ですね。

○宮城構成員　御質問ありがとうございます。

民間団体の力をこれまでもすごく活用させていただいておりますが、そこを強化するということはとても大切なことだと思います。

ただ、民間団体は財政的な部分で、今年は活用できたとしても来年度は実質休止状態になってしまうという場合もあり、安定的に活動を行えるということが大切ではないかと思っています。

民間団体へつながった女性を一緒に支援していく場合、行政に女性相談支援員が属していることで､行政内の連携など､制度につなげていくことはスムーズになるかと思います。それをつなげて終わりとか、つながって終わりということではなく、当事者である女性を中心にしてお互いの強みですね。行政だからできること、民間だからできることを生かして、支援体制をつくっていくということが大切だと思います。それに対しても、やはり安定的、継続的に活動できる基盤というのはとても大切ではないかと思います。よろしくお

願いします。
○戒能座長　ありがとうございます。
　堀構成員、今のお答えについていかがですか。
○堀構成員　ありがとうございます。
　非常に重要な御指摘で、この後、民間団体からのご報告もありますので、また勉強させていただければと思います。ありがとうございます。
○戒能座長　これは、継続的な支援ということで、民間団体があるところは民間団体と女性相談支援員との協働での支援というのは大変重要になってくる。そのためのどういう課題があるかということは、今後もこの会議で検討していきたいと思います。
　続いて、熊谷構成員、お答えいただけますか。
○熊谷構成員　女性支援法や基本方針を何回読んでも、入所会議はブラックボックスなんですね。措置制度としては、措置決定は都道府県で全然いいのですが、まず最初にファーストコンタクトを取った宮城さんたち女性相談支援員の方々や、民間支援団体の方々が、やはり相談を受けた人のことを考え、本人の希望を聞いていく中で、中長期で支援を受ける生活の場、朝比奈さんもおっしゃったように生活なんですよね、生活の場が必要と考えた場合、関係者がセンターの入所会議に、ご本人の支援の必要性をちゃんと伝えていただきたい。せっかく法律で支援調整会議が位置づけられているので、それをやっていただきたい。みんなで共有して入所を決めていただきたい。
　支援の必要性で入所基準を決めるのとセットです。東京はプレ入所方式を取っていまして、そのプレ入所方式で入った人はプレ入所会議で一堂に会して本入所について決めていくことをやり始めていて、本人も自分の希望が言えるようにしています。それが本来の姿ではないか。女性支援法の趣旨はそこにあると考えて御提案しています。
　以上です。
○戒能座長　堀構成員、その御回答に対して何かございますか。
○堀構成員　関係者で共有というところで、特に入所前からのアセスメントが大切だと思うのですが、入所の必要性ということを関係者で一緒に考えていくということは非常に重要な御指摘だと思います。ありがとうございました。
○戒能座長　よろしいでしょうか。
　では、村木構成員、どうぞ。
　岩本構成員の方が先でしたか。失礼いたしました。
　それでは、岩本構成員、どうぞ。
○岩本構成員　丁寧な御報告、本当にありがとうございます。
　うなずきながら、そうだ、そうだと思いながら聞かせていただきました。ありがとうございます。
　朝比奈さんと宮城さんにお聞きしたいと思います。まず朝比奈さんには本当に丁寧な実践をされていてすばらしいなと思ったのですが、非常勤で女性相談支援員さんがいらっし

ゃるということで、その方との連携がどうなっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

なぜかといいますと、本当に女性が制度の隙間にあるというところで、私が行った調査では隙間だからこそ女性相談支援員が出会えるところで、やはり女性相談支援員の存在意義がそこにもありましたので、隙間と言っていただいたので、女性相談支援員さんとどういうふうに連携しているのかというところと、プロパー職員さんがいらっしゃるけれども、非常に属人的なところが強いということで、これはどこでもそういうことがあるのではないかと思っていますので、今の女性相談支援員さんとの連携のところをお聞かせいただきたいということです。

あとは、宮城さんには今の実情と課題を出していただいたのですけれども、今も女性相談支援員さんが地域の中で、本当に属人的なところで頑張っていらっしゃることがありますので、その実践をどういうふうに仕組みとして支えていけばいいか、つながりとか、庁内連携とか、もう少し踏み込んで、こういうことがしたいとか、こういうことがあればいいのにとか、現場から見えるところがあったら教えていただきたいと思いました。

○戒能座長　ありがとうございました。

同じくお二人の方への御質問で、朝比奈参考人、お願いします。

○朝比奈参考人　御質問ありがとうございます。

連絡調整の窓口はプロパー職員の方になるのですけれども、先方から自主避難を希望されているので協力をしてほしい、またはこちらから暮らしの中でもしかしたら被害が生じているかもしれないということで相談を進める場合、いずれの場合も非常勤相談支援員さんと私どもと御本人で一緒にお話を聞いて、その方のアクションプランをその場で確認をする。そこで役割分担をしていくというような連携体制になっております。

○戒能座長　どうぞ。

○岩本構成員　ありがとうございます。

連携を取ると、きっと女性相談支援員だけではなくてほかの部署の人も助かるのではないかと思っています。朝比奈参考人がすごく今うなずいてくださっていますが、やはり一緒に話を聞いていただけるという存在は大きいのかなと、聞いていて思いました。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、宮城構成員、どうぞ。

○宮城構成員　御質問ありがとうございます。

これは私の実感ですが、やはり庁内とかの連携については待っているだけでは駄目だと思うのです。女性相談支援員がここにいるということを自分たちでPRするというか、例えば庁内でも同行支援をして、その方の時には代弁者になる。それで、その方がちょっと尻込みしそうであれば、そこをもう少しアプローチするということで庁内の連携を図るというところは必要かと思います。

例えば、女性相談支援員という存在が庁内でも浸透していない自治体はあります。そう

いう場合に、例えば女性が相談に来ても、ここにいるということが分からないのでつながらない。実際、何をやっているのか分からない人たちという形で、例えば私たちは女性相談室というものがあるかというと、そうではなくて、例えば生活困窮者の中に溶け込んでいたり、児童の中に溶け込んでいたりという中で、やはり後景化されやすく、また他職種兼務という自治体もあります。

ですから、私たちの存在は各課を回りながら認知していただくということで、庁内の連携を図っているところはあります。そういうことで私たちの役割を認知していただくことで、例えば別の部署ですね。市民課であったり、保健師さんだったり、例えば手当の窓口のほうからこういう方が窓口に来ているが女性相談につないでもいいかという形の連携につながるのかなとは思っています。

○戒能座長　岩本構成員、どうぞ。

○岩本構成員　ありがとうございます。

本当に地道に顔を広げることをされていることと、御提案いただいた必置、必ず市区で必置となると、顔を広めなくてもいることが当たり前になり、つながっていけるというのは、本当に今お話を聞いていて大切だなと思いました。ありがとうございました。

○戒能座長　どこの課にいるのかも分からない。それから、表示もない。看板もない。それから、ニューズレターみたいな広報みたいなところにも掲載されないというのではアクセスできないですよね。それから、庁内でも多分おっしゃるように、今までは存在そのものも知られていないというというような状況から、女性支援法以降、少しは変わりましたでしょうか。

○宮城構成員　これも私の実感ですが、私たちは女性支援法が始まる前から庁内連携というものを大事にしています。自ら他課に出向くということを積極的に行っており、連携はスムーズかと思いますが、例えばまだ設置していない自治体や、私たちの存在意義がまだ認知されていない自治体では、地道かもしれませんが、まずは義務設置ということを前提にして、女性相談支援員の存在を知らせていく。自分たちの努力も必要なのかなとは思っています。

○戒能座長　ありがとうございます。

それでは、村木構成員、よろしくお願いいたします。

○村木構成員　ありがとうございます。

最初に感想なのですけれども、お三方とも驚くほど同じような問題意識を持っていて、同じような課題を抱えているということを感じました。

それで、私も最後に報告させていただく中で、大体同じ方向のことを言うのですごく心強く感じたというのが感想であります。

その上で御質問ですけれども、宮城さんと、それから熊谷さんです。

まず宮城さんには、御発表は非常によく分かるし、そのとおりだと思ったのですけれども、今の自治体の人、物、金が何もない状況で、例えば義務設置というようなことになる

と、これは大混乱になるということと、一番よく考えられるのは、兼務にしてしまって終わりですよね。それでいいのか。私は兼務でもいいのではないかと思うのですけれども、その辺はどうお考えかということが１つです。

それから、熊谷さんに２つお伺いしたいのは、１つはこれも自立支援施設の役割は大変よく分かるし、同感なのですけれども、実際に今、全国的に見た場合の入居率の低さというのは現実としてあるわけで、これはどうするのか。どこに問題があってどうしたらいいのかということについてお考えがあればということです。

それから、DVとかストーカーについて、開かれた支援というのは近藤さんもおっしゃっていて大変よく分かるのですけれども、いきなりそう言われたら困るだろう。特に、また最近DVの殺人事件とか、一回被害が起きると物すごい大きな被害になっているという中で、そこをどういうふうに整理をしていくのかというお考えをお聞かせいただければと思います。

○戒能座長　それでは、宮城構成員のほうからどうぞ。

○宮城構成員　御質問ありがとうございます。

義務設置というのは、相談につながっていない女性を取りこぼさないためということが最大の目的といいますか、必要がある地域だから配置するのではなく、必要な人が相談につながれるように保障するというのでしょうか。相談窓口を保障するという意味で大切なことだ、必要なことだと思っています。

それで、兼務にして終わりというところは、まさに私は兼務ではいけないと本当は思っています。それはなぜかというと、女性支援というのは後景化されやすいと先ほど少しお話しさせていただきましたが、児童の相談員と兼務すると、児童の視点というのがどうしても中心になってしまいます。その対象となる女性を母として見るというところからスタートしてしまう為、その方の背景というものを見落としてしまう可能性をすごく大きく感じています。

支援というのが児童寄りになってしまうというところからも、確かに兼務している自治体は多くありますが、児童の視点が入ると、女性中心というところがぶれてしまうということですね。

また、加害者である父親の対応もしないといけなというところから、相談員の安全ということも考えたときに、本来であれば児童相談員との兼務というのは避けるべきではないかというのが私の考えではあります。ありがとうございます。

○戒能座長　村木構成員、よろしいでしょうか。

それでは、熊谷構成員、よろしくお願いいたします。

○熊谷構成員　１点目、入所率の低さですが、ですから入り口の問題なので、少しでも開かれた形の入所会議や、日常的に村木さんたちの若草プロジェクトと直接私ども慈愛jiaiが、こういう当事者がいるけれども、妊婦さんはどうかとか、そういうやり取りをやりながらセンターさんに働きかける。

だから、そういうふうにしたいということで、最初に申し上げましたけれども、全女連は公設公営と民営と分かれていまして、入所率が低いのは公設なんですね。それは、やはりDV被害者支援にほぼ特化したからではないですか。なので、全部絡まっていますが、DV被害者支援の在り方を変える。

この２番目の開かれた支援を突然と言っても難しいということに関わりますが、最初の入所率の低さに関しては、私たちも全国の大会、民営施設長会等、中村室長から入所率の低さはさんざん指摘されていて、私たちも頑張り始めて、ずっと頑張ってはいますけれども、ある県では女性自立支援施設の施設長が直接センターに行って話し合って、入れてくださいと言いに行ったり、入所基準は就労を前提とするのではなくて受けますということも本当にやり始めているのです。センターと直接話し合うことです。

でも、私たちは直接受けられないんだから、最初の入り口をもっとオープンにしてやりたいと言い続けます。

それで、絡まって、やはりDV被害者支援の在り方を変えない限り、公設公営の入所率は上がるわけがないです。開かれたDV支援ということは本当にみんなで共有したいのですけれども、DVの中身もすごくいろいろなんです。加害者がここまできて追跡するかという人ではない方もたくさんいる。だから、最初のアセスメントは大事ということと、本当に加害者追跡が厳しい人はやはり公的シェルターできちんと安全確保する。あるいは、民間のシェルターにもっと人件費や安全対策の予算を出していただきたい。本当に人数が少なくてぎりぎりでやっていらっしゃるわけなので、加害者追跡が厳しい人のためのシェルターと、そこにいつまでも隠れているのではなくて、開かれて地域に出ていく支援は私ども社会福祉法人がお受けします。何をやっても、加害者はどこにいても出会う危険はあります。

そうだとしたら、スマホを持ってすぐ警察に電話できるとか、スマホを取り上げるのではなくて、リスク管理のためのスマホの使い方とか、みんなで考えるべきだと思っています。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

村木構成員、よろしいでしょうか。

○村木構成員　ありがとうございます。

施設というか、ニーズはいっぱいあるんだけれども、そこにつながっていないところが利用率の低さなんだ。だから、つなげるところをやれば必要な人たちはいっぱいいるんだという認識だということでよろしいですか。

○熊谷構成員　はい。近藤さんも、民間は入所がいっぱいですとおっしゃる。そうだとしたら、私たち中長期支援の女性自立支援施設が引き受けます。部屋は空いていますので、入れてほしいと思います。

○戒能座長　分かりました。

それでは、金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　ありがとうございます。
熊谷構成員、もしくは詳しい方にお答えいただければありがたいのですが、プレ入所方式につきまして、実際のところ、どの程度機能しているのか、それによって多く入所できているのか。機能している場合、していない場合、それぞれの背景を知りたいと思っております。
あわせて、広報を実際に行っているのかどうかについても、実態をお教えいただければありがたいです。
○戒能座長　恐れ入ります。時間がないので、短く御回答を、プレ入所方式についてです。
○熊谷構成員　少しずつ進んでいる実感はございますが、詳しくは東京都が始めたので髙岸所長だと思います。
○戒能座長　髙岸構成員へ、プレ入所方式の実際の運用について御質問がございました。
○髙岸構成員　どんどん毎年増えているということではないかもしれませんが、１年目、２年目に試行でやっていたときには１桁台の数字だったのですけれども、その後、２桁台に乗っており、プレ入所は、こういう方がいるんだけれどもという御相談を受けながら今、進めております。
実際にお試しで入所されて、一時保護委託の扱いで本入寮棟のほうに入られて、そこから早速、次の日から職探しを始められたりということで今、進めていらっしゃる方もいて、現に複数名、プレ入所者中の方が都内でいらっしゃるような状況でございます。
実際に本入所になる前にはプレ入所会議ということで、関係者ですとか、御本人様も参加をされた会議を開催しまして、入所の後、どういう生活をしたいかというところも含めた話合いをします。
また、所内のセンター内での入所会議は入所会議で、所内の手続として開催はいたしますけれども、実際の方向性はプレ入所会議のほうで決定をするということでやっております。
都内の女性相談支援員の皆さんに集まっていただく会議を年に２回、東京都では開催をしておりますけれども、そこではプレ入所方式のことですとかお話をしております。こういうことがありますよということで。広報を打つということではありません。
○戒能座長　周知ということですね。
○髙岸構成員　はい。現場の方には周知はさせていただいているところです。
○戒能座長　金尻構成員、よろしいでしょうか。
○金尻構成員　ありがとうございます。
○戒能座長　それでは、オンライン参加のお二人から御質問はよろしいでしょうか。雪田構成員、石井構成員もよろしいでしょうか。手を挙げていますか。
では、よろしくお願いします。
○石井構成員　ありがとうございます。石井です。
１点だけ、宮城構成員に御質問をさせていただければと思います。御報告の中で９ペー

ジのスライドで、担い手の確保というような御提案もいただいていたところで、例えば都道府県のほうで女性相談支援員になってみたいと思うような方、将来の担い手を増やす養成講座のような取組という例を挙げていただいておりまして、本県はちょうど昨年度、先般御報告させていただきましたけれども、そのようなことを始めたところです。課題としまして御指摘もありましたけれども、女性相談支援員の資格というのが明確には決まっていないということで、様々な方に参加をいただいておりますが、実際に自治体での募集が社会福祉士や精神保健福祉士等の一定の資格を持った方を募集している等、その辺のギャップが今は課題だと考えているのですけれども、宮城構成員としてはどのようなイメージでこういう担い手の確保の養成講座というものを進めていったらいいか、お考えがありましたら御意見をいただければと思いました。

以上です。

○戒能座長　それでは、宮城構成員。

○宮城構成員　御質問ありがとうございます。

次世代の担い手ですね。これは喫緊の課題だと思いますが、私の所属している県のほうでは実際に養成講座を今年も去年も開講し、それが終わりましたら修了証を発行しています。スライドでは人材バンクというものを書いていますが、そこまではまだつながっていなくて、修了証を交付して、そこから相談員に実際につながっているという実績もあります。自治体によっては社会福祉士であったり、精神保健福祉士であったりということで、確かにギャップがあるのかもしれません。女性相談の中で社会福祉士を持っていたらオーケーとか、精神保健福祉士を持っていたらオーケーというものではなく、それだけでは足りないというのが本当に多いと思いますので、そこで一旦、まず裾野を広げるという意味で開講して、人材を増やしていくというのは一つの方法かなということで考えています。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が今オーバーしておりますので、次の後半グループに移りたいと思います。

最初に、金尻構成員から御報告をお願いいたします。

○金尻構成員　ぱっぷすの金尻です。よろしくお願いいたします。

ぱっぷすは、デジタル性暴力と性的搾取に遭われた方のサポート、相談支援などを行っている団体です。年間3,800件を超える新規の相談を受け、性的搾取の被害の相談支援、宿泊先の確保､性的な画像の削除要請､様々な社会資源へのつなぎなどの活動をしています。

現場で見えてくるのは、支援の必要性が高いにもかかわらず、制度の要件が本人の状況に合わず、必要な支援につながれない人がいるという現実です。帰宅できない女性、自傷行為や希死念慮を抱えている女性が、「今夜」を安全に過ごし、その後も住まいや医療につながれる仕組みが重要であると考えます。それが現在は残念ながら現場の裁量や善意に委ねられ続けているのが現状ですが、これを変えていかなければなりません。

そこで、４つに分けて説明していきたいと思います。

１つ目は、「措置」を「権利」にするということです。女性相談支援センターへの一極集中を解消するということも重要です。私たちが同行した若年女性が一時保護を断られたときに、「現在の体制では受入れができない」と説明されます。理由は様々ですが、共通しているのは、断られた後に本人に次の選択肢がほとんど残っていないということです。

理由は書面で示されることもなく、不服申立ての手続もなく、代わりの次の受入れ先もないという現状です。しかも、明確に「断る」ことはむしろ少ないのです。「門限があるのは無理ですよね」とか、「携帯が使えないのは嫌ですよね」と条件を並べて、本人の側が諦める形に持ち込まれている。これは、実質的な受入れの拒絶になっている現状があります。

11ページ目にフローチャートを用意していますので、そちらも御参照ください。

やはり根本には、女性支援法９条の一時保護が、都道府県が「必要と認める」場合に行う措置として設計され、本人にその申請権がないということだと考えます。

そして、一時保護の措置権も、施設入所の決定も、やはりセンターが担っている。市区町村の相談支援員も民間団体も本人を直接つなげることがなかなか難しい。DV被害女性を守る秘匿性は不可欠ですけれども、追跡リスクのない若年女性までを同じ秘匿性、同じ集団生活、同じ通信制限の下で受け入れようとするために、入所後、数日で「ここにいるくらいなら死にたい」と訴えて施設を離れてしまうという現状がございます。

そこでぱっぷすとしては、第１に、一時保護と施設入所を本人の権利として位置づけ、申請権を明記することを提案します。断る理由は書面で明示する。あわせて、代替の受入れ先の確保や不服申立ての手続を設けるといった考え方です。

第２に、DV被害女性への秘匿の支援とオープンシェルターの制度を分け、後者は市区町村と民間団体がセンターの措置決定を経ずに、本人の申請に基づいて女性自立支援施設などを活用できる仕組みとすることです。

第３に、門限を設けず携帯電話の利用を認める「地域開放型」施設への転換モデルを国として実施すること、当事者が参画できる第三者評価を設けることも重要だと考えます。

２つ目は、帰宅困難な女性に「今夜」泊まれる場所を確保し、警察からの接続を制度化するということです。特に、深夜の繁華街にいる若年女性は「家出」と呼ばれて、家族に引き渡すことが解決とされてきました。

しかし、私たちが出会う女性の多くは、親からの暴力、性的な虐待、ネグレクト、ホストの売掛金の取り立てなど、家に帰れない理由を抱えていらっしゃいます。彼女たちは「家を出た人」ではなくて、「家に帰れない人」なのです。家族への引渡しは、危険な場所へ戻すことを意味する場合があります。ですから、やはり「家出」ではなくて「帰宅困難者」「避難者」という枠組みで捉えると、見える景色が180度変わるわけです。

実際のケースをお話しします。

本人が「死にたい」と訴えて警察に保護され、警察署で一晩、ソファーで過ごすことになったのですが、「今、死にたい」と訴えている人が安全に一晩過ごせる場所がほとんど

見当たらないのです。激しく暴れるような場合であれば精神科救急につながることもありますが、ほとんどの場合はその対象になりません。これは、制度の狭間というよりも制度の空白であると考えます。そして、本人が「家には帰りたくない」と訴えても、警察の保護は家族への引渡しで終わって、センターにつなぐ選択肢は示されていません。

数字で申し上げます。警視庁の統計では、自殺企図で保護された2,583人の74.5％が家族・知人への引渡しで終わっています。

一方、一時保護所の61％が「自傷行為のおそれ」を受入れ除外方針に挙げ、24時間対応のセンターは全国で２か所しかありません。

そして、警察は一時保護経路の35％と最も多くを占めているにもかかわらず、女性支援法には警察からの引継ぎ規定がなく、保護統計にも「女性相談支援センターへ」という区分すらありません。DV防止法には「確実な引継ぎ」を定める通達がありまして、児童には児童相談所への引継ぎを定めた通知がありますが、女性支援にだけそれがないという状況です。

そこで、ぱっぷすは「帰宅困難」を支援対象の枠組みとし、夜間の一時滞在を都道府県又は市区町村の確保義務とすること。自傷行為やOD、オーバードーズのおそれのあることを一律に受入れ除外にしないこと。一時保護と精神科救急の間に短期の宿泊を支援類型として新設して、所在が知られてもよい「オープンシェルター」を設けること。警察からの引継ぎ規定を設け、統計を取らなければ全体が見えないわけですから、しっかりと統計に残していくこと。退所後の中間的な住まいと、医師の診断に至る手前で使える通院同行や服薬確認などの「医療につながるための支援」を支援類型として位置づけていくこと。そして、これらを民間団体が行う場合の費用を支弁していくことが大切だと考えます。

３つ目は、売春防止法５条で検挙された女性を含め、性的搾取の状況にある女性を制度の中に入れていくことです。2024年に補導処分として婦人補導院が廃止された後、５条で検挙された女性は罰金か起訴猶予で釈放され、刑罰の対象でも福祉の対象でもない空白に置かれてしまいます。

法務省の検討会では、本年９月に「確実につなぐことが難しい場合がある」と述べられましたが、受け皿の設計はこの検討会に委ねられているわけです。国の相談統計には性的搾取やデジタル性暴力の区分もなく、「男女・性の問題」という形で0.6％に吸収されています。統計に存在しないものは、政策上、不可視化とされてしまいます。

そこで、提案として、性的搾取の状況にある女性の接続支援の論点を明記することを求めます。警察からの本人同意に基づく引継ぎの規定を設け、その後、検察段階での入口支援や、地域生活定着促進事業、女性自立支援施設の接続を対象に加えること。ホストの売掛金やスカウトによる管理を「強制的コントロール」や「経済的虐待」として定義に組み込むこと。相談統計にも「性的搾取」「デジタル性暴力」「性産業関与」の区分を新設すること。法改正の成り行きにかかわらず、こうした「検挙を入り口としない支援導線」を具体化していくことが大切と考えます。

４つ目は、記録や統計、AIも活用したナレッジベースで現場の判断を支え、ノウハウを散逸させないことです。

支援に必要な「見立て」は、ベテラン相談員の経験の中に蓄積されていきます。

しかし、女性相談支援員の79.5％が非常勤という雇用構造そのものにより、その知識が組織に残りません。第２回の検討会でも石井構成員が「女性支援についてあまり分からないまま人が変わっていく」とおっしゃいました。おっしゃるとおりで、研修も大切ですが、研修だけでは不十分です。

加えて、経験の浅い相談員が、スーパーバイザーのいない地域や夜間に一人で判断を迫られることが、相談員の孤立とバーンアウトを生んでしまいます。

そこで、AIの活用を提案します。特にLLMと呼ばれるAIは、2025年後半からこの１年間の急激な高性能化によって、相談記録を基にアセスメントの助言を行うことすら現実に可能になってきました。

人であれば、相談記録の見落としや主観が入りがちですが、AIは分析を得意としています。ぱっぷすでも活用していますが、支援資源の情報提供、相談内容の整理、記録の作成、リスク要因の把握などを補助するAIとして使うことで、相談員が一人で抱え込まずに、随時アセスメントの見立てを点検することができます。こうした形で、AIを活用した相談支援ナレッジを整備していくことが重要ではないかと考えております。

最後に申し上げます。全てのハードルを最初に乗り越えられる人しか制度に入れないのであれば、「誰がこの制度を使えるのか」が問われることになります。「今夜」帰れる場所がない女性を、最も危険な場所に戻さない。その仕組みを、現場の善意ではなく、制度として確保していくことをお願いし、ぱっぷすからの報告とさせていただきます。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員　全国女性シェルターネットの近藤でございます。よろしくお願いいたします。

全国女性シェルターネットは1997年に「女性への暴力 駆け込みシェルター ネットワーキング」として発足いたしました。その後、特定非営利活動法人の資格を取りまして、今は全国女性シェルターネットとして60を超える民間支援団体、シェルターサポートの団体が運動をつないでいます。

1998年から毎年開催地を変えまして全国シンポジウムを開催してまいりました。それで、ここのネットワークがDV防止法の制定ですとか、５次にわたる改正、関連法の制定・改正、様々な支援手続の運用改善等、調査研究なども含めて、当事者が必要としている様々な活動というものを積み上げてまいりました。

2011年に内閣府が初めてこの国に導入いたしました、女性のためのホットライン、パープルダイヤルを引き受けまして、この後、このダイヤルは東日本大震災の女性支援ダイヤルとして継続され、現在は、よりそいホットラインの女性専門ラインとして全国の女性た

ちの命を支えています。

こんなふうに、暴力の発見から相談、それから様々な手続の支援、生活再建にまで至る多領域、長期にわたる支援活動を、当事者を真ん中に進めてきたのが全国女性シェルターネットの活動です。

全国女性シェルターネットの活動の核心というところは、あくまでも当事者が権利回復の主体であること。理不尽な暴力被害に遭った当事者が命も含めて人生を回復していく。その主体として闘うという理念が核心になっています。

ジェンダー指数がいつも世界の最下位の地位にいる日本の社会の中では、まだまだやはり苛酷な女性差別の構造があって、そこからもたらされる暴力被害、様々な痛みを私たちはともに力に変えてまいりました。

その活動の中から、私たちは独自の支援理念を共有し、支援スキルを積み重ねてきたということが言えると思います。あくまでも当事者が必要とする支援を具体的な形で実現してきました。

例えばステップハウスですとかシェルターといったように、私たちはサポートシェルターを基軸にして様々な暴力被害の女性たちを支援してまいりましたけれども、今は何人かの御報告にもありましたとおり、柔軟なサポートシェルターの運営ということが主力になっています。ステップハウスもあり、立ち寄りシェルターもあり、オープンシェルターも実際にいろいろな取組が進められておりますし、福岡の久留米では行政と連携をして予算化して今オープンシェルターが動いています。公的な施設ではなかなか受け入れてもらえなかった、例えば小学校高学年以上の男児ですとか、それからペットですね。外国籍女性だとか、特に障害を抱えた女性、LGBTQの方々、高齢者など、当事者お一人お一人の抱える困難に民間の支援団体は向き合ってきました。

本当は、どんな状況やどんな特性があっても、DVや性暴力や様々な女性に対する暴力被害で苦しむ人々を全て受け入れるのが公的なシェルター、センターの仕事だと私は思っていますけれども、残念ながらなかなかそこは受け入れてもらえない。あるいは、やはり追い出されてしまうような方々は全て民間支援団体のほうにつながっていく。つながってきた方はよかったんですけれども、つながってこられなかった方もたくさんいる。そういう意味では、本当に日本の公的な支援機関の仕事というのはなかなか当事者に届いていないということが言えるのではないかと思います。

全国女性シェルターネットは、できるだけ柔軟な対応で様々な取組を進めてまいりましたけれども、今は逃げない、やめない、奪われないというふうに加害者に責任を取らせる社会の在り方を何とかつくっていこうということで、いつまでも逃げ隠ればかりして全てを被害者が奪われるような構造、社会のありようを変えていきたいと思っています。

当事者の支援を通じて、日本の女性たちは地域のありようも変えてきました。行政の窓口だとか医療機関、司法関係者、様々な関係機関、団体との連携なしには当事者の回復支援はないわけでして、そういうふうに私たちは日常生活の支援から、カウンセリングから

トラウマ治療から就労・就学支援、地域啓発、予防教育、自助グループ、本当に当事者が必要とするありとあらゆることをそれぞれの努力でつないでまいりました。

当事者、支援者がこの問題の専門家、プロフェッショナルなんです。民間支援現場には、こういった女性支援のスキルが蓄積されてまいりました。この30年くらいの間に、国際的にも、それから国内的にも、いわば新しい水準の新しい形の支援の実績というものが積み重ねられています。

全国女性シェルターネットは、支援専門員のための養成スクールも2001年から開設をしておりまして、これはエンパワーメントスクールというふうに略称しているのですけれども、基礎編から実践編から専門支援員のレベルまで、いろいろ70から100くらいの講座を組んで、年間を通して支援員の養成をやっています。

熊谷さんのほうからもお話がありましたけれども、売春防止法に替わる新しい女性の人権法というのは私たちの悲願でもありました。ようやく困難女性支援法が制定されることによって、いわば民間支援団体が培ってきた支援理念とか支援スキルが日本の女性支援のスタンダードになったというふうに私たちは喜んでいます。措置、それから指導、助言、保護といったような売春防止法に基づく考え方ではなくて、当事者があくまでも権利行使の主体として自ら望む支援を自らつくり出していくというスタンダードが回復支援法によってできたと思います。

「変わる女性支援」ということで、この困難支援法に基づいて、実は日本の女性支援というのは抜本的に変換を遂げなければいけないわけですけれども、残念ながらこの２年間、公的な支援機関、それから民間との連携協働もそれほど進んではいないというのが私の実感です。

次の６ページのパワーポイントを出していただきたいのですが、これは2001年に内閣府が全国の民間支援団体を対象にした実態調査なのですけれども、ここにある程度、今の民間支援団体の課題が集約されていると思います。

１つはスタッフの高齢化です。60代以上の人が43％、続いて常勤スタッフの平均年収がすごく少ない。お金をもらってちゃんと生きていける状況になっていない。200万円未満が追加集計も含めて約３割です。これではなかなか生きていけないということが言えると思います。

それから、次のパワーポイントと次のパワーポイントで、公的な支援機関の一時保護が圧倒的に少なくなっている。それから、女性自立支援施設も２割くらいしか使われていない。それから、一時保護委託の推移というのもかなり減ってきているということをここで見ていただきまして、その上で次のパワーポイントをお願いします。

民間の支援団体でどういうふうに当事者を引き受けて、どういう支援内容をやってきているかということが次に書かれています。支援内容を見ていただきますと、日常生活の支援から始まって、医療・健康管理、同行支援、育児・養育支援、退所前支援、生活保護、法的対応支援、ずっと当事者が生きていくのに必要な支援の全てを民間支援団体が一緒に

取り組んでいることが分かります。

次のパワーポイントをお願いします。

施設の運営資金です。あちこちからお声をいただいていますけれども、民間支援団体は本当にお金がありません。公的な財源も配分するよというふうに今度の困難支援法では書かれていますけれども、具体的な新しい予算措置がついたというのはあまりないんです。それは、自治体が手を挙げて、民間支援団体とこういう仕事をするからお金をつけてちょうだいねという仕組みになっているからなんです。

そうではなくて、これまでの実績にきちんと運営費を補助するということでなければ、民間支援団体はつながっていきません。それで、運営資金の収入源は会費とカンパと、それから行政等の補助金助成金になっています。補助金や一時保護委託費がシェルター運営費の中で占める割合は６割以上になっておりまして、これが少なくなるとシェルターは潰れるということになります。

次のパワーポイントをお願いします。

運営資金というのは先ほども申し上げましたけれども、年会費やカンパや補助金、助成金に頼っているわけであって、民間シェルターがこれからも当事者とともに支援の拡充をし、それから日本社会のありようを変えていくための取組を進めていくためには、ここには決定的にやはり財政的な基盤の脆弱性を克服するための国費の投入が必要だと思います。

次のページをお願いします。

ここは内閣府の実態調査がまとめたところなのですけれども、これは今の全国女性シェルターネットのお仲間たちが抱えている課題をきれいにまとめてあります。公的機関では対応が難しい、あるいは公的機関で受け入れてもらえない人たちの支援というものを全面的に民間支援団体が担ってきました。だから、そこに支援のスキルが蓄積されているわけです。

しかし、財政基盤が余りにも脆弱だということで、なかなか運営基盤自体に危機を感じる歴史のある団体も増えてまいりました。全国女性シェルターネットとしては、困難支援法を根拠法にしてきちんとした財政運営の基盤を獲得して、改めて公的な機関、それから民間支援団体がそれぞれの長所を生かして当事者の命を支えていく。そして、ジェンダー平等社会を実現していくという取組に力を注いでまいりたいと思います。

最後のパワーポイントをお願いします。

「当事者を真ん中に置いた官民の連携協働」ということで、何度も申し上げますが、民間支援団体に対する公的財源を配分していただいて、民間支援団体のこれまでの運営実績や活動に対して公的機関に準ずる予算配分をお願いしたい。

それからもう一つは、なかなか今の枠組みの中では抜本的な転換を求められない都道府県必置の支援センター等に、できれば民間の支援団体の職員を採用するなどして、共同乗り入れ、共同運営ということができないかと思っています。

それから、諸外国でやっていますように、民間団体への事業の全面委託ということも取

り組んでいただきたいと思います。

いずれにしても、こういった根拠法の下で新しい女性支援のモデルをつくり出すという仕事が私たちに求められていると思いますので、国、自治体を挙げて民間支援団体の活動を支え、底上げするという取組をぜひ３年後の見直しに向けて議論していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、村木構成員、よろしくお願いいたします。

○村木構成員　ありがとうございます。

私からは民間団体からの要望と、それから公的機関、民間団体も含めて、どうしたら女性支援を一歩前に進めることができるのかということについての整理といいますか、提言を申し上げたいと思います。

まず、その前に、私が所属しております若草プロジェクトについてごく簡単に御報告をいたします。

今、出ておりますけれども、できて10年になります。この10年の間に、実は中心的な役割を担ってきた瀬戸内寂聴さんと大谷恭子という２人のメンバーを失ったというのが大変残念なところではありますけれども、残された者で今、進めているところであります。

次のページをお願いいたします。

やっていることは相談活動と、日中の居場所づくりと、それからシェルターと、社会の理解を深めていくという、この４つになります。これを詳しく説明するととても時間がないので、そこに書いてあることを御覧いただければと思いますけれども、特に一言申し上げると、今年10周年ということで、若草シンポジウムを10月18日に実施する予定で、金尻構成員にも御参加いただくことになっているということと、企業や社会と、それから支援するところをつなげていくことが大事だと思って活動してきたのですが、ここは若年女性だけではないなという意見があちこちから出てきまして、若草から独立してI & Othersという団体をつくって、そこで若年女性だけではなくて子供とか若者も対象にして応援団をつくるという活動を進めております。この詳細は省略をいたします。

それで、「民間団体からの要望」なのですけれども、大きく２つここで書いてあります。

１つは、公的機関と民間団体の協働をもっと拡充してほしいということ。それは法律にはっきりうたっているのですけれども、補完とか民間団体を活用するのではなくて、協働して女性支援を進めていくという基本の立場でやっていただきたい。どうも我々のがわから見ますと、今の公的施設の皆さんがやれることを最初から決めていて、これはやれないから民間にお任せねということで、自分の庭先だけきれいにしているように見えている。本当は、これは逆ですよね。民間団体に限りがあって、ではいろいろなことはやはり公的な経費で引き受けましょうというはずなのに、完全に逆になっています。

それからもう一つは自立支援施設ですが、これはとても重要です。民間もシェルターを持っているところはありますけれども、予算の関係で大体人数も少ないし、それから短期

でしか滞在が難しい。長い間かけてしっかり自立をしていくには、やはり自立支援施設が一番大事なんです。そこに受け入れていただきたいのですけれども、この人を受け入れてくださいというと、いや、それは駄目です。甚だしいときは、もういっぱいだから入れませんと言われてしまう。

そういうことで、先ほど熊谷さんから紹介がありましたけれども、東京の中での民間団体と自立支援施設の協議会で、なぜ受け入れないんだと言って文句を言ったら、受入れ支援施設のほうは、うちは空いているからいつでも受け入れる。そう言っているんだけれども、何かどこか詰まっているんです。片方でニーズがあって、片方でキャパシティーがあるのにそれがうまくつながらないという状況を何とかしていただきたい。

プレ入所もうまく働いているとはあまり思えない。プレ入所でやりたいのに、断られたという例を幾つも聞いています。これは若干、東京の特殊な例かもしれません。

それからもう一つ、全国的に見た場合には民間団体の継続的な活動への支援というのをもう少ししっかりやっていただきたい。これは、先ほど近藤さんがいろいろなお話をされましたけれども、１つは予算の関係で単年度の補助になっているものですから、複数年度続けた継続的な支援というのがなかなかできないというのが基本的な問題です。それから、民間団体自体のマネジメントとか、支援者がいないとか、そういった弱さ。それから、全国的にばらばらになっているという点。そうした点について、もう少し御支援をお願いしたいと思います。

次のページをお願いいたします。

では、民間とか公的支援も含めて、女性支援というのはどういうふうに考えるのかということを私なりにまとめてみました。

さっきも申し上げましたけれども、驚くほどこれまで御発表された７人の方々と問題意識とか課題認識というのがよく似ています。

まず「体制の課題」としては宮城さんも強調されましたけれども、やはり量的、質的に不足をしているということ、地域間格差があるということ。

それから、情報共有が不足しているということも何度も出てきました。

それから、DV関連とその他の支援というものが全然性格が違うのにどうも混在をしている。これも何人もの方から指摘されたところです。

それから、「支援の課題」としては、これもお話がありましたけれども、女性支援単独ではないです。ほぼ複合的、子育て・家族の問題だったり、病気だったり、貧困だったり、住宅だったり、そういった様々な困難が複合的に重なり合ってきている。

それから、福祉としての対応がきちんとできていない。福祉で当たり前の自己決定とか多機関連携とか、こうしたことができていない。この点は、後でまた御説明申し上げます。

それから、３つ目はネット空間がこれだけ急速に発達している中で、やはり我々は対応が遅れている。周知とか相談に活用する、あるいは私どもがひどい目に遭っています誹謗中傷対策、こうしたこともまた必要だろう。

最後に、困難に陥る前の対策が必要だろうと思っております。

では、これを具体的にどう進めるのかということで、いっぱいあるのですけれども、これが大事だというのを２つ。

１つは、「女性福祉」としての制度をきちんと確立すべきだ。保護更生から法律の目的が変わったのですから、それに応じて対応も変えるべきだ。措置が残っているのは事実なのですけれども、法律の中には本人の意思を尊重するということで、いっぱい書いてあります。これをまさにしっかり受け止めて、我々はやる必要があるだろう。ここは、恐らくセンターがいろいろ苦労をされているところだなとは思っております。

具体的な内容、さっきも出ましたが、アセスメント、これは当然やるべきです。今の困った状況ではなくて、本人の成育状況だとか、これまでのいろいろな体験だとか、そういうことを含めたものが初めてアセスメントになる。しかも、アセスメントというのは共有しないと意味がない。支援者みんなが共有するということが大事です。

２つ目、本人の意思の尊重、これは福祉の大原則です。

３つ目、多機関ネットワーク、自分のところで抱え込むのでもなくて、自分のところから追い出すのでもなくて、多機関で支えていくということが必要。

４つ目、支援とか措置の内容を記録して、蓄積をして、評価をして共有化していく。これもお話が出ましたけれども、福祉として当たり前のことだと思います。

それから、実績・困難度に応じた公費の支弁。これも障害福祉等が20年前にやったことをきちんと女性支援でもやるべきだと思います。

それから、２つ目は「制度の矛盾に対応した体制の整備」ということで、１つ目は先ほどから出ていますDVとかストーカー等の防止と、それからそれ以外の支援で、明らかにやり方が違うのに何となくごちゃっとなっているところはきちんと整理が必要。

それから、もう一つは地域格差の問題です。

次のページをお願いします。

２つの点について、具体的にどうするのかということを御提案したいと思います。

１つは、福祉の基本であるネットワークをどうつくっていくのかというときに、当事者中心主義というのは当たり前。

それから、ほかの機関の女性支援の中と女性支援以外、ほかの福祉支援、福祉以外の例えば住宅支援、そういったものについてお互いに役割を理解する。宮城さんがおっしゃったように、こちらの役割も理解してもらい、向こうの役割もこちらがきちんと理解をするということが必要だろうと思います。

そのためには女性支援の専門性をきちんと確立する必要がある。必要な場合には、例えば障害があって、障害の施設にリファーしたとしても、女性支援についての必要性がある場合には関わり続けていく。一緒に支援をしていくということが必要だろうと思います。この点は、髙岸さんが前回、私が質問したところで、女性支援が必要になる場合は、それは関わり続けるんですというふうにはっきり明言されたのは非常に心強かったです。

それから、これも髙岸さんがおっしゃったように、センターのスーパーバイズとかバックアップというのはとても重要な役割で、専門性の確立という意味で重要だと思います。

それから、「人材の交流」という意味で、これも何人かおっしゃっていましたけれども、相談支援員、あるいはセンターとの関係、あるいはほかの福祉との交流といったことも重要であろうと思います。

最後に「体制の整備」であります。

支援の性格が、特に場所の秘匿の問題で明らかに違っているのに一緒になっているのを、やはりもう少し整理すべきではないか。その点、先ほど金尻さんの提言１の考え方というのは大変重要だと思います。

それから、「地域性に応じた支援」ということで、全部を全国的にやるというのは無理です。どこで何ができるか、その中でのナショナルミニマム、最低限どこでも受けられることは何かということをきちんと議論をして整理をして、その上でできるところはさらに積み重ねていくという仕組みが必要だろうと思います。

介護の新しい仕組みなどにも言及したかったのですけれども、ちょっと時間がないのでここで終わりにします。どうもありがとうございます。

○戒能座長　ありがとうございます。

あと10分取れるかどうかということなのですが、３人の方々への御質問に限りますので、質問をしていただければと思います。

堀構成員。

○堀構成員　御報告ありがとうございます。金尻構成員に２点ほど質問をさせてください。

１点目が、一時保護の受入れが困難な場合、実際の基準だとか受け入れられない理由が明確ではないし、書面としても提示されない。非常にブラックボックス化しているというお話があったかと思います。まさに先ほどの女性自立支援施設の入所のように、入所の見える化というのが大事なのではないかと思いました。そのために、関係者間での入所会議のような協議する場というものが必要ではないかと思うのですが、その辺りのお考えをお聞かせいただければと思います。

もう一つが、資料の９ページにありましたが、行政から民間団体への経路の不十分さということを御指摘されていました。支援の仕組みを考えるというのも重要な点ではないかと思うのですが、行政から民間団体に支援をつなぐ。その経路を構築するための課題というのはどのようなものとお考えになっているのか、こちらについても教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○戒能座長　では、お願いいたします。

○金尻構成員　まず、見える化についてです。ブラックボックスになっているというのは全くおっしゃるとおりで、支援者間の入所会議に民間団体が参加するということには、私も大いに賛同するところです。

一方で、この問題の根本には、措置という仕組みが続いていることがあります。障害者

福祉でできていて女性支援でできないというのはおかしいと思いますので、権利という概念で考えていくことで、入所会議もオープンで開かれた形になっていけばよいのではないかと考えております。

次に、９ページの行政から民間への接続についてです。民間から行政につなぐことは官民協働で行われており、行政につながって一時保護を受け、女性自立支援施設につながるというのがベストなパターンですが、一時保護施設に行かれた方がバーンアウトしてしまったときの受け皿が今はないという大きな課題があり、結局そこで夜の繁華街に戻ってしまわれます。その受け皿をしっかりと再度設計していくことが重要ではないかと考えております。

そのためにどういった仕組みがいいのか､私も確たる答えがあるわけではありませんが、何らかの形のパイプラインをしっかりと設けておくことや、そこに費用を支弁していく仕組みも重要ではないかと考えております。

○戒能座長　堀構成員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○堀構成員　はい。

○戒能座長　次に、田村構成員。

○田村構成員　先ほどの堀構成員の質問と金尻構成員のお返事にちょっと関わる部分でもありますけれども、金尻構成員に質問させていただきたいのですが、聞いている中でやはり最前線で活動されている生の声というところで、例えば帰宅困難、家出ではなくて帰宅困難とか、新たな気づきみたいなものがあって物すごくいいなと感じました。

それで、私が聞きたいのが３ページの対策のところに「一時保護および施設入所等の支援を本人の権利として位置づけ、申請権を明記します。」、あとは「都道府県（センター）または市区町村が断る場合～代替の受入先を確保する義務」というようなちょっと踏み込んだ御提案をいただいているなと感じました。

それで、お伺いしたいのが、私も市区町村の立場ではありまして、市区町村が断る場合のイメージなのですけれども、一時保護及び施設入所等というところ以外にも何か市町村が断るイメージというか、例えばどこまでのところを断った場合の義務を課されているのかなというところをもうちょっと明確にお伺いしたいと思った次第になります。

○戒能座長　どうぞ。

○金尻構成員　本当にケース・バイ・ケースではあるのですけれども、困っていらっしゃる方が福祉事務所などに行って、そこでつながる先がなかった場合を想定しています。帰宅困難と考えたときに、例えば災害時の帰宅困難者であれば、体育館など取りあえず一時的に雨露しのげる場所を用意することが権利としてあると思いますので、そのイメージの延長線上で考えていただければと思います。せっかく来てくださった方を結局また野に放つという考え方ではなくて、次につながるような仕組みが必要です。そこでしっかりとつなげていくことが大切ですが、御本人が結果として入所しないという選択をされた場合も含めて、「断る」ということの意味を考えていただければありがたいと思っております。

○戒能座長　田村構成員、いかがですか。
○田村構成員　ありがとうございます。
　この辺のバランスは今後の議論にもなってくるのかなと思いますけれども、やはり一時保護ですとか、女性自立支援施設ですとか、前にもお話が出ていたのですが、支援の必要性を中心に入所判断をしていくようなことで、そういったすみ分けをして、富士宮市としても独自にシェルターを開拓いたしまして、一時保護に至らなかった方を受け入れできるように準備をしているのですけれども、市町村レベルですと富士宮市に実はそういった施設があるわけではなくて、やはり近隣の市にあるシェルターを活用せざるを得ないというような状況もありますので、またそういったところの議論が深まっていけばいいなと感じております。ありがとうございます。
○戒能座長　ありがとうございます。
○金尻構成員　１点だけですが、断る理由は統計として把握したいところであり、今後の施策を考える上で、どのような理由でどのくらい断っているのかという統計がないと議論ができません。そういった意味でも含めていただきたいと思います。
○戒能座長　民間団体だけではなくて、女性相談支援員の立場からも、断られる理由というものをデータ化していく必要があるという御意見だったと思います。
　ほかにございませんでしょうか。
　熊谷構成員、どうぞ。
○熊谷構成員　近藤構成員、全国のシェルターネットとして2024年に国連の女性差別撤廃委員会も民間シェルターの財源不足等の勧告が出されていまして、本当に財源は必要と思いますが、シェルターネットとしては「秘匿性」と「開かれたオープンなシェルター」についてはどうお考えですか。
○近藤構成員　財源の問題は、とにかく一刻も早く運営にきちんとてこ入れをしていただきたい。どういうお金でも、どういうルートでも民間支援団体の活動を支えてほしいというのが前提ですけれども、その次の秘匿性ということですね。先ほど申し上げましたけれども、今、民間支援団体はいろいろな形のシェルターサポートに挑戦をしています。本当に危ない人というのは完全に秘匿して、当事者や支援者の安全を守るということをこれまでどおりやっていますが、しかし、例えばオープンシェルターみたいな取組はそこで携帯も全部使えるし、それから仕事に行ったり、学校に通ったり、職業訓練に通ったりすることもできる。あるいは、本当に必要なときだけシェルターを使う。つまり、通所型のシェルターというのもありますし、そういうふうな形で当事者の安全と、当事者の意向に即したシェルターサポートというふうに今、大きく形が変わってきています。
　秘匿型のシェルターと､それからオープン型のシェルター､それから短期滞在型だとか、長期滞在型だとか、通所型だとか、いろいろな形で、柔軟な支援の形を展開していきたいと思って具体的に挑戦はしているのですけれども、そのときにどうしても問題になるのが加害者対応なんですね。それで、いつまでも当事者、被害者、子供たちが逃げ惑わなくて

も済むように、加害者に責任を取らせる社会の在り方というのを私たちはやはりここで挑戦すべきだと思っています。

○戒能座長　熊谷構成員、よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

髙岸構成員、どうぞ。

○髙岸構成員　金尻さんに３点ほど御質問させていただきたいです。今、都道府県行政で一時保護はセンターが直接、あるいは委託して行う。あるいは、入所施設の女性自立支援施設も都道府県が直接設置か、あるいは委託して行うということになっていまして、それに対してもっと市町村であるとか、そういったところに下ろしたほうがいいのではないかということですので、これは今、都道府県行政になっている女性支援法の女性支援の事業の位置づけを市町村行政のほうに下ろしていく。かつて高齢福祉とか、障害福祉とか、みんな福祉をだんだん市町村行政のほうに下ろしてこられてということで変わってきているのと同じように、女性支援事業もそのように変えていくべきではないかという御意見と考えてもよろしいのでしょうかということが１点。

それからもう一つが、オープンシェルターで門限もなく、いろいろ自由ということでのイメージなのですが、一方で、若い女性の方がOD、リストカット、希死念慮と、非常に気になる状態、精神疾患があったりということでの状態を、丁寧にきめ細かに見ていく必要があると思います。オープンシェルターというものと、DVで逃げている方は分けてというときに、安全性とか、そういう若い女性に多いような状況についてはどちらの区分でお考えになられているのか。オープンシェルターという御提案の中でのそういう安全管理というのはどういうふうにお考えになられているのか、教えていただければと思います。

３点目が、６ページ目にセンターの夜間の状態とかということで、宿直職員がとか書いてあるところの数字の元ネタといいますか、どちらからのデータかということがよく分かりませんで、看護師の夜勤がいるのがこの２つのセンターだけ、この２つのセンターは夜勤の看護師の職員がいるということなのかとか、その辺りがよく分からなかったので少し御説明いただければと思います。お願いいたします。

○戒能座長　３点、質問がございました。金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　まず１点目ですけれども、いわゆる女性支援行政を都道府県から市区町村に下ろしていくという考え方では全くありません。基本的に、地方と都会とでは全く違う実態があります。困難な方は都会に集まって来られるという実態があるので、その中で女性相談支援センターの役割というのはやはり今後も重要になってくるだろうと思っております。

ただ、重要なのは、センターに一極集中になっている状況をいかに負荷分散していくのかという問題と考えております。権利という概念になった場合には、また違う景色が見えます。今は措置であるために一極集中してしまう問題がありますが、権利になれば、また違う考え方になっていくと考えております。

次に、オープンシェルターにした場合のリスク管理は本当に難しい問題ではあるのですけれども、逆から考えると、断られた場合、行くところがなく、結局より危険なところに行くことになるわけです。そうであれば、雨露さえしのげる場所をどうやって確保するのかというところに着地点を設けるべきだと考えます。

確かにいろいろなリスクがあるかもしれませんし、そのリスクをどうヘッジしていくのかも重要ですけれども、まずは雨露をしのげる場所の提供という意味でのオープンシェルターと考えております。

そこで様々な課題が見えてくるとは思うのですけれども、例えば東京都では「きみまも」という日中・夜間の居場所が開かれており、そこで見えてきた課題に対して改善を積み重ねている実態もありますので、まずは雨露しのげる場所の提供が重要ではないかと考えております。

６ページ目につきましては、追って御回答させていただければと思います。また、資料の補足として、出典は資料の後ろのほうに記載しておりますが、具体的な参考文献について詳細に記していなかったので、こちらも追って御回答できる形にしたいと思っております。ありがとうございます。

○戒能座長　髙岸構成員、よろしいでしょうか。

○髙岸構成員　分かりました。

ただ、利用の決定をするということと、その決定をした行政機関が経費を負担するというのが連動しておりますので、その辺りのところについては都道府県が全く関わらないけれども、全額都道府県負担ということにはならないのかなと都道府県としては考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○金尻構成員　髙岸構成員のおっしゃるとおり、私たちも予算の問題はとても重要であると認識しています。行政も限られた予算の中で行っているわけですので、いろいろな知恵を使い、既存の社会資源もたくさんありますので、そういったものとの接続も含めて考えていくことが重要ではないかと思いますし、コスト削減を考えれば、より民間にシフトしていくことも方法の一つではないかと思っております。

○戒能座長　それでは、会場の構成員から御質問はございませんでしょうか。

村木構成員の御報告に対して御質問はございませんか。

それでは、なければオンラインで御参加のお二人からは印はついていないですね。よろしいですか。

なければ、後半部分の御報告への質疑は終わりにして、最後のまとめといいましょうか、全体的な討論に移りたいと思います。時間としては、夕方でございますので、５時15分を本当のリミットにいたしますので、簡潔に御発言いただきたいと思います。

村木構成員もたびたび御指摘のとおり、皆様、大変積極的に前向きに課題をきちんと提示し、その方向性についても御提案をいただいていて、共通項が幾つもあったと思います。それは、やはり旧婦人保護事業の残してきた荷物ですね。そこで解決できなかったことが

本当に多いということで、この新法の制定によって短時間にカバーしていかなければならない。なぜなら、私たちの目の前に支援が必要な当事者の方々がたくさんいらっしゃる。

でも、まだ届かない当事者の方もたくさんいらっしゃるということです。

それで、みなさんのご報告と質疑を受けて、論点をまとめてみました。１つは手続の透明化と古い言い方ですが民主化です。

それと同時に、仕組みが今までなかったということです。属人的であり、その場の問題として処理されていた。個人的な偶然的な要素で左右されていた。仕組みがきちんと必要だというのが２点目にあると思います。

３点目は、複合的な困難を抱えて大変な方々が多くいらっしゃるということが明らかになっておりますので、選択肢、一時保護をやってもその次はどうか。それから、その次があってもその次はどうか。一時的な帰宅困難というか、そういう場合もあるんだということで、選択肢の体制ですよね。

それから、４番目に地域格差をどうするかというのは皆さん御提案があったとおりなのですが、これは極めて重大な問題で、やはり大都市圏、都市圏でないところには独自の困難があるのではないか。プライバシーが漏れやすいとか、依然として男尊女卑の考え方、家父長制的な縛りが強いということがあります。

それから、５つ目として行政と民間の協働の問題が非常に大きな課題として出てまいりました。民間が行政につなぐということも困難があるんだけれども、今度は行政が、これは民間の柔軟性とか、今までの実績とか、そういうものを重視しながら民間に今度はまたつないでいくという、そのルートをどういうふうに仕組みとして構築するのかというのがあると思います。

それで、民間と一緒にやっていくというのであれば、財政基盤ですね。継続的な持続可能性を持つ運営ができるような民間の基盤整備というものにやはりきちんと取り組まなければいけないということです。

第６番目が人材の育成の課題となります。民間、それから女性相談支援員などの公的支援機関はともに、次の世代の担い手の育成にすぐに取り組まなければなりません。

それから７点目として、村木さんの言葉をお借りすると、制度的矛盾が今までもう既に明らかになっていたにもかかわらずそのままになっているということで、DVの秘匿性と、そうではない女性をどう分けて支援をしていくか。そのための制度化と、それから施設の問題もあると思います。

最後に､総じて女性支援というのは一体この社会にとってどんな意味を持っているのか。なぜ女性支援を行うかということをもう一度明確に社会に示していかないと、なかなか動いていかないのではないかと思います。

時間を取りましてすみません。そういうようなことを整理できるのかなということを皆さんの御報告から感じております。

それでは、ここから自由にどうぞ挙手をなさって御発言していただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。
清水構成員、どうぞ。
○清水構成員　ありがとうございます。
ちょっと視点が違うかもしれないのですけれども､村木構成員の中にもあったのですが、困難に陥る前というところで、困難な問題を抱える前に一人で抱え込まず相談できる場所があるということを小さいうちから知ること、予防的教育も大事だなと思っております。
昨年、豊島区内の勤務先で、赤ちゃんを産み落として手にかけてしまったという事件がありまして、行政として何ができたのか、どのタイミングで関わることができたのかということを庁内の18の部署の職員で事例検討を行いました。
そこで多く出てきた意見が、困難な問題に至る前に、困難が生じることの地続きだと思うので、成育歴などから見て、例えば小学生時代とか中学生時代の頃から様々な部署が関わることができた、関わるべきポイントがあったケースだったのではなかったかなということでした。
そして、予期せぬ妊娠や孤立出産に係ることが今回のケースの困難だったと思うのですけれども、そこに行き着く前のもっと前から、予期せぬ妊娠をした場合に相談する場所があるということだったり、どういう支援が受けられるかということをもっと前に知っておくことで結果が違ったのかなと思いました。
また、この方は本人が周囲に相談しなかったのは、怒られたりするのが怖かったと言っていたようなので、相談窓口への敷居をどう低くするか。そこも考えていくことがすごく大事だなと感じました。
今回の困難女性支援というのは、困難な問題を抱えるおそれのある女性を含むということですので、困難を抱える前、困難に陥る前から、今、目の前にある困難だけではなくて、もっと前から予防的な周知とか教育も重要ではないかと思います。
○戒能座長　ありがとうございました。
それに関連してでも、していなくても、どちらでも結構です。
堀構成員、どうぞ。
○堀構成員　関連しているわけではないのですが、先ほど戒能座長にまとめていただいた課題の共通項として、重要なことがたくさん今日は語られていたと思うのですが、手続の透明化と民主化、それから仕組みの欠如というのが女性支援として非常に薄いといいますか、弱いところに大きな問題があるのだろうと思います。
これらについては、一時保護の入所、それから女性自立支援施設の入所、いろいろなところで出てくる問題だと思うのですが、通知や基本方針の改正というところで、この機会にしっかりと手続の透明化、民主化、それから仕組みというものがしっかりと構築されるように図っていっていただきたいと思っています。
それから、地域格差の問題、これも非常に大きな問題ではありますが、社会資源の不十分さ、宮城構成員のほうから今日御報告もありましたけれども、特に市町村の伴走支援と

いうものをしていくときに社会資源として民間団体のお力というのは非常に大きなものなのだろうと思いました。いろいろな形で民間団体、居場所の支援ですとか、そういったことも含めて地域の社会資源になり得るのだろうと思います。

それをバックアップするのは広域的な都道府県の役割であり、全部、市町村に任せるのではなく、都道府県がその辺りの情報を収集する、それから情報を提供する。そういったことも含めて都道府県の役割としてあると思います。ありがとうございました。

○戒能座長　ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

熊谷構成員、どうぞ。

○熊谷構成員　座長が最後に、総じてなぜ女性支援か。なぜ女性支援を行うのか、社会に示していかねば、とまとめてくださいました。ですから、今回の検討会は報告書を出すときはやはりそこをきちんと表明したい。

清水構成員もおっしゃったように、豊島区でも検証したとの事。私の所属する女性自立支援施設慈愛jiaiはリプロの理念でやっていますので、今日は言えなかったのですが、やはり国際的にはリプロの理念、性は人権というところがとても大事で、女性支援はやはり産む性を持つがゆえの苦しさ、性被害、性搾取というところがとても大事ですので、なぜ女性支援かというところが広がらないから区市の窓口が及び腰というところを突破するには、再度、なぜ女性支援か、それはみんなの人権につながるというところを私たち検討会で本当に表明したい。

売春防止法の改正についても、刑法改正が110年かかりましたが、売防法の残りの改正は100年もかけたくないと思います。やはり性的搾取、人権侵害というところでは、私はこの検討会、厚労省に期待するところです。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

ほかに御発言はいかがですか。

金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　まず、女性福祉と児童福祉、障害者福祉、精神保健福祉との接続性の問題について、議論をしっかりしておく必要があると考えます。

もう少し付け加えると、警察などの法執行機関との連携やその責任の主体も明確にしておく必要があると考えます。特に性的搾取の問題で言うと、所管がばらばらになってしまっているので、そういった横断的な分野をどう取りまとめていくのかが女性福祉に問われているところだと思いますので、そこをぜひ議論に入れていただきたいと思っております。

○戒能座長　次回以降、方向性ということを議論しますので、そこへの御意見だったと思います。

村木構成員、どうぞ。

○村木構成員　ありがとうございます。

１点だけ言い忘れたことがあります。金尻さん、それから熊谷さんが強調されていて、そのとおりと思ったのは、売春防止法との関係ですね。もともと売防法の第４章で対象としていた売春、あるいはそのおそれのある人たちをきっちりこちらのほうで今度は受け止める必要があるという視点というのは、ぐるっと回って一周して大事なことではないかと思います。

○戒能座長　ありがとうございます。

まだ御発言がない方、よろしいでしょうか。

新保構成員、いかがでしょうか。

○新保構成員　発言の機会をありがとうございます。

大変重要な論点ばかりでした。今日はもう時間が限られているのですが、朝比奈参考人はこれまで分野横断的な包括的支援であるとか、生活困窮者支援でかなり先行く取組をされてきていますので、全体の議論をお聞きになって朝比奈委員から、今後、女性支援を進めていく上で、女性支援の意義というところも踏まえながら、もしあれば一言お願いいたします。

○戒能座長　生活困窮者自立支援制度から見て、どういうところが女性支援に生かせるかというような御意見があったらどうぞ。

○朝比奈参考人　ありがとうございます。

もうお役御免だと思っていたので、大変失礼いたしました。

どなたかがおっしゃっておられましたが、多くの女性相談支援員さんは児童の部局にいらっしゃって、そうするとやはり母親という扱いになりますよね。だから、女性としての人権を誰がどこでしっかりと確認するのかというのは非常に重要な視点ではないかと思っています。

今、全国の生活困窮の現場もいろいろ労働環境とかの調査をしておりますけれども、相談支援員のジェンダーバランスは職場によっては偏りがあるのではないかと思っています。そういう状況の中で、どういうふうに立てつけを考えるのかというところは、非常にある意味、社会的な挑戦かなとも思っています。もう一つは18に近づいた若年の女性たちですね。親権の枠組みと被害リスクの高さ等、二重、三重の荷物を背負わされている状況の中で、困難女性支援の問題というのは社会の安定性とか、安心・安全な未来を築いていくということの一つの試金石になっているというふうに私としては思っておりますし、困窮者支援や包括的な体制づくりがそこにしっかりとコミットできるかどうかということはとても重要なのではないかと考えているところです。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、オンラインのお二方、ぜひ御発言をお願いいたします。

雪田構成員、いかがでしょうか。

○雪田構成員　今日は本当に皆さんから具体的な意見というか、提案が出て、とてもいい議論を聞くことができてよかったと思っております。

今、朝比奈さんからの報告の中で、生活困窮支援と女性支援が非常にうまく連携をしている例をお聞きしたのですけれども、実際にはなかなかそのようなことになっていないところが多いのではないかと私も最近経験をしたところなのです。

そういう意味では、先ほどなぜ女性相談の支援員さんと、生活困窮の支援員さんにつながるのか。かなり女性相談支援員さんの頑張りというか、前に出ていくというようなお話が出ていたのですけれども、そこはやはり個人の踏ん張りにするのではなくて、やはり女性相談支援員がどこにいて、どんな仕事をして、どんな役割をしているかということがきちんと明確にされていく。そういう窓口を各市町村できちんとしていくということが、全体の女性支援を押し上げる大きなポイントになるのではないかと思っております。

それから、部分的なことではあるのですけれども、今日のお話の中でも特に性的な搾取であるとか、性被害を受けた、あるいはDV被害の方もそうなのですが、皆さんほぼ共通して精神的な疾患、あるいはトラウマを抱えているというところがあって、トラウマについて言及されている方も複数いらしたのです。そこのトラウマを抱えている被害者の方、当事者の方にどのような支援を私たちが提供していくことができるのかというところの支援メニューの選択肢の一つとしてきちんと医療と連携をしていく。

ただ､その医療の中でも精神医療というものが非常まだ十分ではないという現状の中で、そこの資源をきちんと発掘していく制度、仕組みというものを各都道府県で担っていくようなことも大切ではないかと思っております。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございます。

石井構成員はいかがでしょうか。

○石井構成員　ありがとうございます。

今日は、民間の団体の皆様方から現場の支援を踏まえたお話を伺いまして、その中でも都道府県としてもっと役割を担えるのではないかというような御提言が様々ございました。

その中でも、先ほど戒能座長に整理いただいた、例えば行政と民間の協働というところを、より一緒にやっていくのであれば持続可能性のあるような仕組みということであるとか、あとは制度としてDVなどの追及のある方の秘匿性と、そうではない女性の方をどうやって支援していくのかというところの制度であるとか、本県もいろいろ試行錯誤しながらやらせていただいている部分はありますけれども、一時的な支援で終わってしまうということではなく、それを法整備、もしくは国としての仕組みという形にぜひ今回御検討いただいて、持続可能性のある対策というものを打っていければというふうに改めて感じたところです。ありがとうございます。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、ちょうど15分になりましたので、今日の御議論はここで終わりなのですが、本日ヒアリングということでプレゼンをいただきました構成員の皆様、それから朝比奈参考人、本当にどうもありがとうございました。

また、御出席の皆様も大変活発に有意義な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、最後に事務局のほうから次回の日程について御説明ください。

○栗原女性支援室長補佐　次回につきましては、11月２日月曜日15時から予定しております。正式な開催通知につきましては、追って御案内いたします。

○戒能座長　ありがとうございます。

それでは、本日の検討会はこれにて閉会といたします。御出席の皆様、オンラインで御出席の皆様を含めて、どうもありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願いいたします。